

エステ業界における労働運動の意義と展望

―たかの友梨での労働協約の締結と同業他社への波及効果

はじめに

一昨年一月、本誌において、たかの友梨ビューティクリニックとの労使紛争について報告したが、本稿ではその後の運動の展開とその意義について報告する。まず一で労使紛争の経緯を簡潔に振り返ったうえで、二では同社と締結した労働協約の内容と意義を、三ではその後の同社との労使関係の展開を、四では同業他社への波及効果をみていく。

一 たかの友梨との労使紛争の経緯

◆たかの友梨のエステティシャンの働き方

たかの友梨ビューティクリニックにおいて労使紛争が生じた要因は、同社の労務管理上の問題にある。同社のエステティシャンは、朝九時に出勤してから夜九時過ぎまで、休憩も取れず

に働いていた。有給休暇はまったく使わせてもらえない、所定の休日にさえサービス出勤を強いられたことがあった。また、ノルマを達成できないこと、高額の美容器材や化粧品等の自腹購入を強いられるため、多額のローンを組む従業員も少なくなかつた。こうした過酷な労働環境に耐えられず、毎年多くのエステティシャンが自ら辞めており、当時の同社は典型的なブラック企業だつたといえる。

こうしたブラックな労働環境はマタニティ・ハラスメント（以下、「マタハラ」）の温床にもなっていた。妊娠中あるいは育児を抱える女性が働くような環境ではなかつたからだ。組合員の一人は、上司から「妊娠五ヶ月の時点から一年以内にフルタイムの正社員で復帰することが産休取得の条件だ」と説明され、暗に退職を促されていた。別の組合員は、妊娠中にもかかわらず、業務の軽減に応じてもらえない、切迫産になり絶対安静を余儀なくされている。

青木耕太郎

エステ・ユニオン執行委員

最初にたかの友梨のエステティシャンから相談があつたのは、一昨年の二〇一四年一月のことだ。それから仙台店を中心とした複数人がユニオンに加入し、同年四月に団体交渉を申し入れている。組合員の女性たちは、会社全体として、団体交渉において不誠実な交渉態度に終始したばかりか、勤務中にも組合員に対する嫌がらせを行なつた。

こうした状況を開拓するため、ユニオン側は労働基準監督署に法違反を申告するとともに、記者会見を開いて労基署が同社に対しても是正勧告を行なつた事実を公表した。すると今度は、同社の代表取締役の高野友梨氏自らが、「会社を潰すつもりなのか」と組合員を二時間半にわたって圧迫するという不当労働行為に及んだ。これに対してユニオン側がその事実をパワハラの音声とともに公表したところ、メディアによって大きく報道され、同社に対する社会的な批判が強まつた。その後、ユニオン側がネット署名を使つた不当労働行為に対する抗議のキヤンペーンや、マタハラの被害を争点とする訴訟などを行なつて、次々と問題を社会化していくことで、声を上げたエステティシャンたちへの社会的な支持が広がつていつた。

そして、こうした社会的な支持を背景にして、

同年一月に不当労働行為についての和解が成立し、ユニオン側への謝罪と名誉回復措置が講じられ、ようやく労働条件の改善に向けた話し合いがスタートした。

二 労働協約の締結とその交渉力

◆裁判の和解と労働協約の締結を同時に

団体交渉における労働条件改善の議論と個別訴訟の和解協議は並行して進み、ほぼ同時に決着をみた。組合員がマタハラの損害賠償を請求して起こした訴訟（東京地裁）は、第一回裁判期日の直前に和解が成立したが、同時期に労使交渉において、子育てと仕事の両立を支援する内容のママ・パパ安心労働協約（以下、「ママ・パパ協約」）が締結された。そして、ママ・パパ協約の締結を労使が共同発表したことで、最終的に労使紛争は終結した。

ママ・パパ協約の締結を公表したことには大きな意義があつたと考えている。多くの場合、労使紛争が訴訟に移行すると、和解を勝ち取つても口外禁止条項が入るため、労使紛争の解決が個別的なものになり、波及効果を得られない。しかし、今回は労使紛争の解決が、ママ・パパ協約の締結という形で表象され、集団的かつ社会的なものになつた。これによつて、その後の労働協約の履行可能性が高まるとともに、同業他社の労働者への波及効果をも生み出した。

◆労働協約による自腹購入の防止

また、自社商品の意に反する購入を防ぐための労働協約も締結している。この協約では、会社が従業員に対し、自社の取り扱う美容商品やジュエリーを同社の店舗内では販売しないことを定めている。さらに、従業員が通信販売により美容商品を購入した場合でも、その売り上げについては、本社で一括して計上し、個別の店

舗の売り上げに含めないようにした。これにより、ノルマを達成するために通販で自社商品を購入するインセンティブが働かないようにする

◆ママ・パパ安心労働協約の締結

ママ・パパ協約は、マタハラを防止するための施策や、出産・育児と仕事との両立を可能にするための施策を定めている。具体的にみていくと、まず妊娠・出産・育児等にかかる法制度や労働協約を従業員に対し周知することを会社に義務づけている。全従業員に説明文書を配布し、口頭での説明も行なわれる。

次に、現行の法制度の限界ともいえる「三歳の壁」と「小一の壁」を乗り越えて働き続けられるよう社内制度を整えることが定められている。組合員はその子どもが三歳に達してからも小学校入学までの間は、時短勤務を選べるようになり（「三歳の壁」の撤廃）、また子どもが小学校に入学してからも小学校に在学中は、残業なしの勤務を自由に選べるようになった（「小一の壁」の撤廃）。これによつて、たかの友梨で働く組合員は、法律が定める以上の労働条件が労働協約によつて保障されることになった。

◆労働協約による自腹購入の防止

たかの友梨との労使紛争は、たつた一人の労働者の相談から始めて、従業員数一〇〇〇人以上の大企業である同社と労働協約を締結し対等な労使関係を築くことができたという点において、画期的な事例になつたと考へている。

こうした成果を得られた要因は、社会的な注目や支持を背景に、消費者・求職者を味方につけ、労使交渉を行なつたことにあると考えている。たかの友梨との労使交渉において、ユニオンの交渉力は、一企業内の組合員数やストライキを打つ力ではなく、メディアやインターネットを通じて社会に訴えかけた結果としての、消費者と労働者（求職者）の選択に対する影響力にあつたといえる。労使紛争が社会化されることにより、自然発的にボイコット（当該企

業を消費者が利用しなくなる)が組織され、ストライキと同質の効果(当該企業への求職者の応募が制約される)が生まれたからだ。

また、この事件に対する社会的な注目や共感が広がり、それが交渉力にまで転化した背景として、『プラック企業』や『マタハラ』といった言説が、社会のなかで影響力を持つていたことがあげられる。こうした言説に沿う形で、同社の労働問題を告発し異議申し立てをしたため、社会的な共感が得られたのである。

三以降では、労働協約の運用や改定を軸とした企業内労使関係の発展を紹介したうえで、集団的労使関係が同業他社へと波及しつつあることを紹介する。

三 協約下の労使関係の発展と労働条件の改善

◆ママ・パパ安心労働協約の適用拡大

ママ・パパ協約を締結して紛争が解決をみたところで、ユニオン側は協約による高い労働条件を充実にして従業員の組織化に乗り出した。当初、ママ・パパ協約は組合員にのみ適用されていたからだ。すると、会社側はママ・パパ協約で定められた労働条件を非組合員にも適用しようとした。これは、ユニオン側の組織拡大行動に対応した会社側の動きだったと推察している。一方でママ・パパ協約の労働条件を全社

員と同じ売上目標を課していたが、これがマタハラの温床となつていていたという認識から、時短社員の売上目標を所定労働時間に正比例する形で減らすことを労使で合意した。さらに、フルタイム勤務の社員の売上目標の一定の軽減についても労使で合意をみた。こうした売上目標の軽減についても、そのたびに労使協議の結果であることを労使双方が全従業員に周知している。

◆労使関係における労働協約の意義

このように、ママ・パパ協約の締結以後、労働協約というルールをめぐって労使関係が発展し、組合員の労働条件が改善してきたといえる。また、労働協約で定められた労働条件が拡大適用されることによって、組合員だけでなく全従業員の労働条件を労働協約が直接的あるいは間接的に規律するようになつた。今では、すべての労働協約が就業規則などの労務関係書類と同じファイルに纏じられて全店舗に設置されており、誰でもアクセス可能な状態になつている。

四 同業他社への波及と労働市場規制への展望

◆同業他社の労働者から相次ぐ相談

たかの友梨での労使紛争が発覚して以降、これまで同業他社に在籍する100人近くのエス

員へ適用するチャンスでもあった。

そこでユニオン側は、非組合員の労働条件の向上を、会社による恩恵としてではなく、労働者の権利として実現するために、ママ・パパ協約の労働条件を就業規則に盛り込むことを提案して、それが実現している。以上の労使関係から、ママ・パパ協約の労働条件が同社の全従業員に権利性をもつて適用されることになった。

◆固定残業代を廃止する労働協約の締結

次に、固定残業代の廃止に向けての議論が活発に行なわれたが、昨年末に固定残業代を廃止する労働協約を締結できた。その内容は、時間外手当の一部を固定残業代(同社では能率手当と呼んでいた)に組み込んで支払う形式を改め、基本給部分(基本給と諸手当)と残業時間に応じて支払われる残業代部分を明確に区分して賃金を支払うというものである。なお、従前の給与水準からの低下を避けるために、調整のための手当を支給しており、不利益変更にはなっていない。

このことの意義は次のものにある。まず固定残業代の廃止によって、残業時間と残業代の対応関係をクリアに認識できるようになるので、サービス残業の減少や、従業員の権利意識の向上が見込まれる。また、残業時間に応じて賃金の支払い義務が追加的に発生することで、労働時間の短縮が期待できる。さらに、求人における水増し賃金を高くして求職者を誘引する

やり方を防ぐことができる。

◆ノルマ・目標金額の軽減の労使合意

労使交渉の最大の焦点となつたのはノルマ因になつて、そこで、ユニオン側は会社側に対し、法律や協約を遵守するためには、ノルマの廃止が必要であることを粘り強く説得することにした。

当時の同社には、二重三重のノルマがあり、これがサービス残業や自腹購入、マタハラの原因になつて、そこで、ユニオン側は会社側に対し、法律や協約を遵守するためには、ノルマの廃止が必要であることを粘り強く説得することにした。

このことの意義は次のものである。まず固定残業代の廃止によって、残業時間と残業代の対応関係をクリアに認識できるようになるので、サービス残業の減少や、従業員の権利意識の向上が見込まれる。また、残業時間に応じて賃金の支払い義務が追加的に発生することで、労働時間の短縮が期待できる。さらに、求人における水増し賃金を高くして求職者を誘引する

従来、同社の従業員向けの通達には、売上目標を達成できなければ、自己負担の研修や賞与をカットというペナルティがあると書かれており、その一部は実行されていた。そこで、まずペナルティの廃止を労使で確認し、従業員に向けてそのことを周知した。この時点では、同社からノルマは無くなり、プラス方向のインセンティブを持つ売上目標だけが残ることになった。

次に、ユニオン側は時短社員の売上目標の軽減を求めた。これはちょうど「資生堂ショック」(時短社員に一般社員と平等なノルマを課すもの)と同時期に労使合意に至つたものだが、その方向性が正反対である点が興味深い。たかの友梨では、これまで時短社員にも一般社員へ適用するチャンスでもあった。

そこでユニオン側は、非組合員の労働条件の向上を、会社による恩恵としてではなく、労働者の権利として実現するために、ママ・パパ協約の労働条件を就業規則に盛り込むことを提案して、それが実現している。以上の労使関係から、ママ・パパ協約の労働条件が同社の全従業員に権利性をもつて適用されることになった。

従来、同社の従業員向けの通達には、売上目標を達成できなければ、自己負担の研修や賞与をカットというペナルティがあると書かれており、その一部は実行されていた。そこで、まずペナルティの廃止を労使で確認し、従業員に向けてそのことを周知した。この時点では、同社からノルマは無くなり、プラス方向のインセンティブを持つ売上目標だけが残ることになった。

次に、ユニオン側は時短社員の売上目標の軽減を求めた。これはちょうど「資生堂ショック」(時短社員に一般社員と平等なノルマを課すもの)と同時期に労使合意に至つたものだが、その方向性が正反対である点が興味深い。たかの友梨では、これまで時短社員にも一般社員へ適用するチャンスでもあった。

そこでユニオン側は、非組合員の労働条件の向上を、会社による恩恵としてではなく、労働者の権利として実現するために、ママ・パパ協約の労働条件を就業規則に盛り込むことを提案して、それが実現している。以上の労使関係から、ママ・パパ協約の労働条件が同社の全従業員に権利性をもつて適用されることになった。

従来、同社の従業員向けの通達には、売上目標を達成できなければ、自己負担の研修や賞与をカットというペナルティがあると書かれており、その一部は実行されていた。そこで、まずペナルティの廃止を労使で確認し、従業員に向けてそのことを周知した。この時点では、同社からノルマは無くなり、プラス方向のインセンティブを持つ売上目標だけが残ることになった。

次に、ユニオン側は時短社員の売上目標の軽減を求めた。これはちょうど「資生堂ショック」(時短社員に一般社員と平等なノルマを課すもの)と同時に労使合意に至つたものだが、その方向性が正反対である点が興味深い。たかの友梨では、これまで時短社員にも一般社員へ適用するチャンスでもあった。

そこでユニオン側は、非組合員の労働条件の向上を、会社による恩恵としてではなく、労働者の権利として実現するために、ママ・パパ協約の労働条件を就業規則に盛り込むことを提案して、それが実現している。以上の労使関係から、ママ・パパ協約の労働条件が同社の全従業員に権利性をもつて適用されることになった。

◆業界四位たかの友梨—「優良企業化」を応援

たかの友梨の労働条件は、今ではエステ業界のなかでは相当良いほうだといえるだろう。もともと「技術のたかの」と呼ばれるほど、技術者としてのエステティシャンの腕は確かなので、同業他社と比較しても質の高いサービスの提供も期待できる。

ユニオンとしては、たかの友梨の労務改善を社会にアピールすることを通じて、消費者が同社のサービスを積極的に利用するよう促し、同社の「優良企業化」を支援する必要があると考へている。⁽⁵⁾ というのも、同業他社が残業代も支払わずに長時間労働を従業員に強いることによつて利益を上げており、常にそれらの会社との競争に晒されている現状があるからだ。ユニオンが同業他社の労働条件を引き上げて公正な競争条件を作り出していくことはもちろんのこと、消費者の選択の場面でも、たかの友梨の「優良企業化」という経営の選択を応援する必要がある。

◆求人比較と労働市場規制への展望

このように、エステ・ユニオンは、エステ業界最大手の三社と団体交渉を行ないつつ、複数の中堅細事業者とも労使関係を築いてきている。今後、たかの友梨以外の大手企業ともママ・パパ協約を締結できるよう運動していくことになる。

もちろん、すぐにあらゆる企業と労働協約が

締結できるわけではないので、協約未締結企業

の労働条件についても影響を与える方法を考えている。

エステ・ユニオンにはすでに多くの企

業の労働条件に関する情報が寄せられているた

め、その情報をもとにインターネット上で各企

業の求人と実際の労働条件を比較し、求職者が

偽要求人に騙されてブラック企業に入社しない

ようにするという方法だ。これによつて、労働

条件の低い会社には求職者の応募が制約され、

会社が働き手を喪失するという点でストライキ

と同質の効果を生む。そのため、労働者を採用

したければ、労働条件の改善に乗り出さざるを

えなくなる。

以上をまとめると、ママ・パパ協約の宣伝を通じて同業他社に勤める労働者からの相談を集め、同業他社へと紛争を波及させ、エステ業界内に連鎖的に労働協約を締結すること、そして求人比較サイトなどの方法によつて労働条件の悪い会社でストライキと同質の効果（求職者の応募が制約される）を誘発することで、エステ

業界の労働市場全体の労働条件を協約水準にまで引き上げていくことが、エステ・ユニオンの運動の今後の展望である。

(7) 固定残業代の問題点とその廃止の意義について

は、渡辺輝人「ワタミの初任給はなぜ日銀より高

いのか？」（旬報社、二〇一五年）七三頁以下を

参照。

(8) なお、「ホワイト企業化」という表現は、労使関係のもとで労働条件の改善をめざす点を評価するものだが、現時点において労働問題や法律違反がいつさい存在しないということを意味しない。

（あさき こうたろう）

「フク」争議の経緯とその展開】POSSE(五号)

(二〇一四年)。

(3) ママ・パパ協約の意義については、寺間誠治、「企業を超えた労働運動を目指した取り組み」P

OSSSE二八号(二〇一五年)。

(4) 「三歳の壁」「小一の壁」とは、法律が育児時短勤務を子が三歳に達するまでしか、また時間外労

働の免除を子が小学校一年生（小一）に達するま

でしか、雇用主に義務づけていないため、子ども

が三歳や小一に達した時に、こうした措置を受けられなくなり、仕事を離れるくなるという問

題を指す。

(5) サービス業における労働組合の交渉力の源泉についての記述は、浅見和彦・木下武男「次世代の業種別ユニオン——労働組合再生の方向性」POSSE二八号(二〇一五年)。

(6) ブラック企業言説の意義とその射程について

は、今野晴貴「ブラック企業はなぜ社会問題化し

たか——社会運動と言説」世界一五七号(二〇一四年)。